

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

もくじ

愛知における「新しい挑戦」で知事選の勝利を

p 2~

羽根 克明

小泉・竹中経済政策の意義と限界

p 4~

岩下 有司

現代の過度労働理解をめぐる

p 8~

千田 忠男

トヨタ自動車など輸出大企業、
消費税の納税額はゼロ

p 12~

鈴木 正廣

トヨタ系企業労使・異例の「ゆとり創造大会」

p 18~

I・K

あいち労働運動の軌跡・走り書き①

p 20~

戦前あいちの労働運動と戦後労働運動の出発

伊藤 欽次

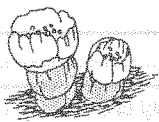
研究所便り

p 28



● 第103号・特大号

○ 2003年 1月15日



愛知における「新しい挑戦」で知事選の勝利を

羽 根 克 明

1月16日告示、2月2日投票の愛知県知事選挙に、NGO活動の草分け的存在の池住義憲さんが、無党派・市民派の立場で出馬を表明しました。愛労連などの労働組合や業者団体の愛商連、婦人団体の新婦人、日本共産党などが参加する革新県政の会も池住義憲さんを支持し、その勝利のために全力をあげてたたかうことを決定しました。池住さんの人柄も信頼できるし、政策の基本ともいえる「7つの基本方針」が革新県政の会の運動方向と基本的に一致するからです。

池住さんの基本方針の中心は、「県のお金の使い道を変える」こと。とりわけ「環境破壊、多大な財政負荷の愛知万博を中止し、開催を国に返上する」「大型プロジェクトのために多大なお金を使うのではなく、私たちのくらしと環境を守るために使う」や「愛知県を『戦争しない国造り』のための平和の発信拠点に変える」などいずれもすばらしいものです。

私は、革新県政の会の事務局長の任をいただいておりますその立場から、今回の知事選挙の意義と特徴についていくつかふれたいと思います。

まず今回の知事選の意義は、①小泉「構造改革」から国民・県民の暮らしを守る。②神田愛知県政の異常な開発優先主義を転換し、県民のくらしを守るという自治体本来の役割を取り戻す。③長野県、徳島県、熊本市、尼崎市など全国で起きつつある地方政治転換の流れを、この愛知でも実現することにあると思います。

4年前の知事選では、市民グループと日本共産党を含む「革新県政の会」の共同が実現し、影山健候補がオール与党陣営の神田候補の約6割に迫る得票と大健闘しました。この到達点の上になって、一回りも二回りも大きな共同を実現させることができるかが問われています。

池住さんは出馬にあたって二つのことを言っています。一つは、「外からの要請を受けてではなく、私の方から、私の内側から私の想い・メッセージを発信し、新しい動きを起こす呼びかけをし、新しい愛知を創っていくために出馬」と。また、「無党派・無所属・市民派で出馬する決意を固めました。党派に偏らず、思想・信条の違いは違いとして尊重し合い、その中でお互いに力をつけ合って変えていきたい」と言っています。これは非常に重要な点で、特定の勢力やグループの要請を受けたからということではなく、自ら主体的に、そして強い意志を持って決意されたわけで、政策（基本方針）にもとづくより広い共同を可能にしています。同時に「政党や団体の推薦は受けませんが、政策（基本方針）に賛同いただく政党や団体・あらゆる方々に支持をい

ただくことは歓迎し、一緒になって県政を変えたい」とも言っておられ、このこともより広い共同をすすめるうえで、今日的意味を持つものだと思います。

今、これまでの開発優先の自民党型政治を転換する流れが地方から起き始めています。長野県や徳島県そして熊本市や尼崎市などで、環境とくらしを大切にする首長が誕生しました。共同の形態はそれぞれの地方によって様々ですが、この愛知県知事選挙における今回の共同も、愛知における新しい流れをつくる原動力となるものです。いわば、愛知における「新しいたたかい」であり、「新しい挑戦」です。

今度の知事選挙、大健闘した4年前の選挙と比べても勝利の条件は格段に広がっています。

まず第一に、この4年間で神田県政の大型開発優先、県民生活切り捨ての実態がはっきりしたことです。前回も愛知万博開催の是非が重要な争点の一つであったわけですが、危機的な財政状況のなかでも愛知万博や中部新空港建設の見直しは一切せず、ひたすら借金（県債）を増やしてきた。4年間で実に8000億円も増やした。その一方で福祉施設の補助金や医療制度の改悪、県民の福祉・医療・教育などを大幅にカット、大きな痛みを県民にもたらし、4年前とは比べものにならないほど怒りが渦巻いています。

第二に、今回の池住支援の共同は、前回に比べても一回りも二回りも大きなものになりつつあります。従来、革新県政の会とは一線を画していた方々も立ち上がっており、またNGO関係者、若者グループなど池住さん個人のかかわりやその人柄から支援の輪が広がっています。政党についても日本共産党が支持、社会民主党が協力を決め、新社会党が支持の方向で検討しているなど、前回の共産党だけから広がりを見せています。

第三に、全国的に大型公共事業見直し、環境保護を重視する政治の変化が長野・徳島など地方から起き始めている。これも大変有利な条件の一つです。

ただ問題は、候補者が決まってから投票日までの期間が短いこと。そして、県民にとっては、池住さんはほとんど無名に近いことです。この短期間の間に池住さんの政策・人柄を県民のなかにどれだけ浸透させることができるかが勝利の鍵となります。

そのためには、首長選挙での運動の経験と実績を持つ革新県政の会の組織的役割は、きわめて大きいと思いますし、池住さんを支持する様々な市民グループや若者などの勝手連的な運動との相乗効果で大きなうねりをつくりだせるかどうかにかかっています。

新しい世紀の初頭、愛知における「新しい挑戦」で、池住知事を誕生させようではありませんか。

（はね・かつあき／当研究所理事・自治労連県本部委員長・革新県政の会事務局長）





小泉・竹中経済政策の意義と限界

岩 下 有 司

暮れのテレビに出演した小沢一郎自由党党首は、小泉首相について「小泉氏は改革を自民党に妥協させられているのではなく、本気で改革する気など全くないのです」と言っていたが、これは本当なのだろうか。

小泉首相の政官業癒着解体への熱意は本物

小泉氏は首相就任後の2001年5月7日の施政演説で「構造改革なくして成長なし」を強調した。それまでの景気回復か構造改革かの議論で小泉氏は構造改革優先を宣言したのである。ただ、その後の経済状況は惨たんたるものであり、名目成長率、鉱工業生産指数、物価、株価などいいとこなしの状態である。特に株価はこの演説を行った5月7日の1万4,529円をピークにして8,000円台まで40%の暴落である。この株価の下げについて構造改革論者からは、改革が進まないから下がっているのだとの声強いが、これは完全に間違っている。演説の翌日から下げ始めたのであるが、そんなに早く改革が進まないことが分かる筈がないではないか。景気が良くなれば株価が上がり、不良債権の発生が減ることは統計的に実証されている。コンビを組んでいる竹中平蔵経済財政大臣の大好きな「市場」は構造改革が進めば不況が深刻化しても株価が上がるような甘いものではないのである。小泉・竹中コンビが本気で景気を悪くする構造改革をやりそうだということで下がったのである。

小泉氏の構造改革に対する姿勢を見るのに、1994年に出版した『郵政省解体論「マルチメディア利権」の読み方』（光文社）が良いだろう。この本には次のようなことが書いてある。1992年12月、氏は宮沢内閣の郵政大臣に就任するが、直後の記者会見で郵政官房長の準備したペーパーに「これは反対だな」と言って自分の言葉で「マル優問題と高齢者福祉を混同してはならない。高齢者のマル優限度の引上げは必要ない。…郵貯への資金集中問題も見直すべきだ」と表明して郵政官僚を仰天させた。また、与野党で300人を超える最大の郵政族を代表して政務次官の笹川堯氏がたった1日で辞表を提出したのである。その後も、役人達から徹底的な非協力とサボタージュを受けた。

小泉氏は当時すでに30年近く国会議員をやってきていて、外部からの参入を阻止して既得権益を守り自分達だけでうまい汁を吸う政官業癒着のおぞましさを嫌という

ほど見てきていた。したがって、この政官業癒着解体に対する取り組みは本気である。金と票を第一に考える自民党議員の常識から見れば「変人」としか言いようがない。

小泉氏はこのような利権をめぐる癒着体制を解体するために、民でやれることは官から民へ移すことが肝要と考えている。氏が具体的に取り組んだのは、道路公団の民営化と郵政の民営化である。郵貯が財政投融资資金となり、道路公団を始めとする特殊法人に湯水の如く注ぎ込まれ、その多くが回収不能となっている。特殊法人の中には住宅金融公庫や中小企業金融公庫のように、国民生活に大いに役立っているものもある。しかし、小泉氏はひとつひとつ良いものと悪いものを分けるより「元から絶たなきゃ駄目」で郵政民営化を考える。

財政再建のための国債30兆円枠に固執するのも、この枠をはずせば族議員に目茶苦茶にされてしまうと考えているからである。小泉氏の本来の構造改革はこのような行政改革と財政改革である。不良債権問題も最近では構造改革問題とされているが、これはアメリカから言われてやっているだけで、小泉氏が元々考えていたことではない。

評論家の佐高信氏は「クリーンなタカ派」ほど怖いものはないと言っているが、靖国問題やイージス艦派遣についてはそういう面が出てくる。彼は誰もが言うように経済に関してはよく分かっていないが、恐らく自分でもコンプレックスを持っているのだろう。その点では経済を竹中氏に「丸投げ」していることに合理性はある。

小泉内閣成立以来、経済は悪化の一途なのに、痛みに耐えながら国民が非常に高い支持率を与えているのは、戦後長く続いた政官業癒着のひどさを何とかしてくれると彼に期待しているからである。その点で小泉政権が倒れたら、またあの守旧派といわれるいささか人相の悪い連中が力を取り戻すと考えられているのだろう。また、よく言われるように今まで130兆円を超える財政支出をしてきたが効果がなかった、構造改革をしなければ景気は良くなるという間違った命題に国民がある程度納得しているからである。小泉氏は靖国とか他のことで反対派をつくらず政官業癒着解体にまい進すべきである。ここに小泉内閣の歴史的意義がある。

危うい竹中大臣のアメリカ直伝の経済政策

竹中平蔵氏については、かつて日本開発銀行に勤めていた時の同僚が、「竹中氏は解説などをやらせると拔群だが、創造性は無かった」と言っているようだが、確かに解説とか司会をやらせると舌を巻くほどうまい。ただ、竹中氏の日本経済やアメリカ経済についての見方や経済政策についての考え方はくるくるとよく変わるのが特徴である。1996年にアメリカ連銀のグリーンズパン議長が株価のダウ6,000ドル台への上昇を「根拠なき熱狂」と言って警告した頃は、IT革命によるニューエコノミーの時代が到来したとする説に反対していたが、ダウが1万ドルになった99年にはインターネット革命によるニューエコノミーを礼賛し始めた。2000年4月にITバブルが

はじけるともう何も言わなくなっている。日本で 1999 年 2 月に日銀が後手にまわりながらもゼロ金利政策を採用すると反対し、2000 年 8 月にデフレ解消が展望できたとしてゼロ金利を解除するとそれに賛成した。ゼロ金利政策など教科書にない奇策だからである。そして、その竹中氏がいつの間にか金融の更なる量的緩和とかインフレターゲット論を採り入れ始めていたのも驚きである。デフレがひどくなり、日本ばかりでなくアメリカでも日銀による量的緩和とかインフレターゲット論が盛んになったからであろう。竹中氏についてはやっぱり思ったことが去年の 9 月にあった。日経平均の暴落を見て日銀が銀行の持株の買い取りを決めた時、「(量的緩和という) 直球があるのに、変化球を投げてきた」と言って拒絶反応を示したのである。われわれのまわりにも意外な発想に対して瞬間的に拒絶反応を示す人が多いが、彼もそのひとりなのであろう。

それにしてもどうしてもこのようにくるくる変わるのか。状況に応じて考え方を変えるのは柔軟性がある証拠なのではと考える向きもあるがそうではない。彼はいつも主流の考え方に後から付いてゆくというパターンを繰り返しているのである。彼はかねてから自分は経済理論を政策として現実に応用する政策学が自分のテーマであると言ってきた。したがって、小泉内閣の経済財政大臣になったことは長年の夢がかなえられたことになるのである。ただ、残念ながら彼は自分の頭で日本経済やアメリカ経済を分析したことが無いのではないだろうか。常に誰かの理論を借りてきてそれを使ってきたと思われる。それならば自分で新しい理論を創る必要もないのであるが、そうなるとうしてもその時々主流の理論に引きずられてしまうのはやむを得ない。

小泉氏は「クリーンなタカ派」と言われていると書いたが、竹中氏の場合はクリーンとは言えない市場主義者である。少し危険な面を持っている。アメリカ政府の日本に対する要求は 2 つの矛盾した面がある。ひとつは日本経済が回復し、アメリカを始めとするいろんな国からの輸入を拡大して世界経済に貢献することである。ところが、アメリカには「ハゲタカファンド」と言われるものがあって、これらは日本の優秀な企業や銀行が衰えたところをタダ同然で手に入れたいと考えている。彼らは不良債権の売却による加速的処理を望んでいる。ブッシュ政権になってからは異常なほどに不良債権の加速処理を要求してきている。

この問題をめぐっては、11 月 25 日の参院予算委員会での共産党・大門実紀史氏の小泉首相との議論は迫力があり素晴らしかった。もう一度ビデオで見たいぐらいである。なお、翌 26 日の「赤旗」に詳細が載っているし、『経済』2003 年 2 月号には大門氏の更に詳しい『「属国ニッポン・経済版」をゆく小泉内閣』が書かれている。

大門氏によれば、昨年 1 月 17 日の朝日新聞に載った訪日直前のブッシュ大統領の小泉首相に宛てた親書には、不良債権の処理を急ぎアメリカの企業にビジネスチャンスを与えよという露骨な内容が書かれている。また、6 月には父ブッシュがハゲタカファンド「カーライル社」の上席顧問として来日、政府系の日本政策投資銀行に 40

億円の出資を認めさせた。竹中氏がまとめた不良債権処理加速策がアメリカ側の要求とうり2つであること。

アメリカの様々な人たちから熱烈な支持アピールがあること等が明らかにされている。

ただ、さすがに竹中氏は小泉氏よりは経済のことが分かるし、アメリカ政府やエコノミスト達がデフレ対策の必要性を主張するのを理解できるから、小泉首相にデフレ対策の必要性を何度も説いてやっと納得してもらえたということである。小泉首相の「丸投げ」を批判する人がいるが、「丸投げ」をしなかったら構造改革だけで突き進んで日本経済は崩壊しかねないから、経済政策に関しては「丸投げ」の方がよいのである。

ところで、竹中氏は大臣になる前にマクドナルドの非上場株を藤田氏から分けてもらっていたことが明らかになって話題になったが、その時、あれほど市場が、市場がと言っているのに、株の売買をしたことがないと告白して皆が腰を抜かしてしまったことがあった。こんな市場経済の経験のない男に経済を任せられるのだろうか。

また、竹中氏は日本とアメリカで住民票を移動して住民税を節税していると言われているが、作家の高杉良氏によれば「竹中氏が某有力大臣に対して、新生銀行の瑕疵担保条項を期間延長できないだろうかと発言した」り、「財界人に『みずほはシティバンクに買ってもらう』と言った」とのことである（『現代』2003年1月号）。もし、その見返りにリベートを受け取ったら一大汚職事件であるし、まさに国を売る行為である。竹中氏にはこの種の危うさが漂っている。

小泉改革の歴史的意義

後手後手で一貫していた速水優日銀総裁が退任する。次期総裁はインフレーターゲット論者をとの竹中氏のアドバイスで小泉首相もその気になっているようだ。数年前に日銀の政策委員になって以来インフレーターゲットを主張し、1対8で負け続けてきた中原伸之氏が選ばれるようなら一気に経済の流れが変わる可能性がある。期待しておこう。

構造改革なくして景気回復なしというようなドグマに取り付かれてはいるが、戦後の政官業癒着体制の解体をめざす小泉首相のやる気は本物であり、歴史的な意義を持つ。この点をわれわれの側で誤解するならばそれこそ歴史的な過ちを犯すことになりかねない。

(いわした・ゆうし／当所会員・中京大学経済学部長)





現代の過度労働理解をめぐって

千 田 忠 男

この原稿は、2002年11月2日愛知労働問題研究所15周年記念講演会における、報告の一部をテープおこしたものです。文責は愛知労働問題研究所「所報」編集部にあります。中見出しはレジメに沿って編集部でつけました。

1. 労働調査の視点と方法

千田先生は、だれかの権威も借りずに「手がかりは事実だけ」で、違う立場から事実を明らかにするために「協力共同」を大切にしている、と強調して話に入った。

きょうは、わたしが労働調査を行ってき一番苦しかったこと、何で苦しかったのか、それをどう越えたか、そういうことを紹介して「労働調査の視点と方法」というテーマでみなさんと一緒に考えてみたい。

労働調査は大変すたれていきます。労働現場の労働実態を調査することはすたれている。もう一度ねじを巻き直して、とことん労働調査をすすめることを念願しています。

そのときに労働調査の視点と方法を相当工夫しないと現実把握できない。その点で、どうすればもっと興味深い調査ができるのか、こういうことを考えています。私はこの数年間の経験で考え方を相当に変えた。パラダイムを転換して、ヤット今日までやってこれた。どこで何を変えたかをみなさん方に紹介して、労働調査をどうすすめるかをのべたい。労働調査にあたって一番感銘を受けるのはエンゲルスの「イギリスの労働者階級の状態」という本でした。

私は1990年—12年前ですが、東京の「山武」という職場がありまして、85年からトヨタシステムが導入されて、4～5年たったときの職場です。精密機械工業です。組合は昔は「総評全金」の戦闘的な組合だったのですが、労使共同宣言を出すほどの組合になり、私がつきあったのはそれに対抗している少数派労働運動でした。その時期は「聞き取り調査」を徹底しようということで紹介してもらって、1人2時間ずつ8人のかたから、半年くらいの中に、労働実態を聞きとってその記録を全部起こす。どんどん聞いていくと、聞き取り相手が「うーん」と絶句する。聞き取りでは、この状況が大事なんです。

こういう質問したときに彼がすぐ答えたのか、答えられず絶句したのか、誰かに聞いたのか、などなど全部含めて記録を起こす。こういう作業を続けてきたのです。

2. 労働負担とはなにか

実は「負担」というときに、何事かを前にして一生懸命に努力する、これが「負担」なんです。努力するときに担うものが「負担」なんです。わたしがここでみなさんに説明しようと思って必死になっている。この努力しているときに私が担っているものが「負担」です。相当に重たいものを、張り切って果たそうとする。これは一種の矛

盾です。努力する、期待されて応えてやるという側面がありますから、魅力の側面もある。人間の活動には、おもしろさと厳しさが「負担」の中に同居している。マイナスだけでない、同じ仕事をするのでも、おもしろさと厳しさが両方を、どの労働者も実感している。

松下電器というテレビをつくってる会社で、テレビの製造ラインで一番最後に、木の棒を持ってテレビをカンカンカンと打っている。これを加振というのですが、ゆるみがないか見るのですが、この作業をやっている人に来てもらって説明してもらったことがあります。そんなカンカン打ってるだけでおもしろくないだろう、なんで一生懸命にやるんだと聞く。当然の質問です。そうすると答えるんです。私がコンコンと叩く、手抜きをして2回ほど叩かなかったところで、不具合があったらやはりまずいだろう。そう考えるという。それはちょっと格好つけてるんじゃないのと思って、また、会合のあとに懇談会で酒を飲んだときにも聞くとやはり同じ答えが返ってくる。ほんとにそう思ってる。これは労働者はそう思うものなんです。労働するというのはつらいものです、どんなにつらいか。松下のフリーローラインというのはトヨタに匹敵する過酷なラインなんです。そのラインの一番端でやってる労働者がそう答える。

よく労働運動をやってる人は職場が灰色だと話しますが、全部がそうだということはない。聞き取りを2時間すると、そうした気心もわかってくる。

3. トヨタシステムにおける「少人化」と合理性

労働者と意見が合わないこともある。トヨタにカンバン・システムというのがある。

私はカンバン・システムは、組み立てラインに部品を供給するシステムとして、きわめて合理的な管理技術だと思う。『少人化』によって過密労働が発生する、と結論づけた。そう間違っていないのですが、管理技術と『少人化』によって過密労働が発生する。だから『少人化』に対抗するためには、少人化を少しゆるめなさい、という対抗軸を持って運動すれば少しはうまくいくのでないかと考えた。

ところがこれに対して千田さんのいうことは大体わかる。点数つけると80点、ときた。点数をつけられた。残り20点は何か、合理的な管理技術、仮に少人化しなくとも、それでも過密化するのだという。10人でひとりはずせるようになったところを、2人はずすから少人化で、過密になるが、合理的にやって1人はずせるようになって、過密化する。ここを説明してもらいたいという。

合理的な管理技術というのは生産性向上の技術で、分業をすすめたり、機械を入れたり、さまざまな方策がある。

私は少人化に対抗する方法だけを考えればいいと考えていた。力関係を変えて少人化させない方法を考案して、それを押しつけることでよいと考えていた。ところが力関係だけでは壁にぶつかるといふように考えるようになった。合理的にやっても過密化する。この対抗軸を考えなければいけないと考えるようになってきた。

まとめていいますと、トヨタシステムは、テーラーシステムとよく似ているのだが、要点だけいいますと技術的改良がいっぱいある。それを通じてひとり一人の動作をつめるといふ側面もある。

4. 過密労働の規制

したがって、トヨタシステムによる過密化の原因は二つある、これが正解になる。一つは『少人化』である。もう一つは合理性の追求。この二つから過密化する。

「資本論」の「分業」のところに、隣の人の仕事の後に自分の仕事が始まる時に隣に合わせるようになる、隣が速くすれば自分も速くする、そういうようなことが書いてある。機械のところで、機械の速度が速くなればおのずと労働密度が上がることも書いてある。そこで、過密化したあがり部分をどう利用するか、ここがいつも問題になる。

私は、『少人化』による過密化と合理性追求による過密化という、この両方を指摘しつつ両方に対する対抗軸を提案して始めて、広範囲な人びとの共感を呼ぶことになるのでないか、と考えるようになった。

職場には『少人化』は行き過ぎだと考える労働者がいます。その人たちに『少人化』を少しゆるめたらどうだ、それが人間的な働き方だ、といえ共感をよびます。そしてその外側に、合理的な働き方にまで文句を言うのはいきすぎでないかという人がもっとたくさんいます。だから合理的な働き方には賛成だけど、少しだけ、あがり部分(もうけ)を労働者に回せ、そのために時短を実現せよ、ともいうべきです。合理性を追求した過密労働に対抗するのは時短です。時短以外にない。

一定時間ごとに休憩を入れる。簡単にいえば 50 分働いたら 10 分休憩する、労働科学では意見が分かれています、キーパンチャーや VDT で実践的には有効だと思います。

5. 複雑労働における過度労働

複雑労働、ホワイトカラーの話ですが、ホワイトカラーはみずから過度労働に突き進んでいくといわれています。ところがホワイトカラーと過重な労働負担をどう考えたらいいいのかという議論もあって、ホワイトカラーの労働とブルーカラーの労働という分類でなくて、直接その人の働き方を分類して見ようと考えた。協業、分業の見方で組織内の労働分類を徹底してやった。

騒動組織内の労働は直接労働と間接労働に分けられる。直接労働は労働対象に直接働きかける作業である。間接労働は 3 つに分けられる。指揮管理、渉外、意志決定活動である。

企画や開発・設計、宣伝なども直接労働に含まれる。直接労働でも複雑なものもあって、単純な場合と複雑な場合とに分かれる。指揮管理も渉外活動も意志決定も単純と複雑に分かれる。

複雑労働と単純労働の区分ですが、深い経験と職業教育が必要とされる仕事を複雑労働とすると、分業が導入されたときに単純と複雑の区別があらわれてくる。

間接労働にも分業が導入されると、そこでも単純、複雑に分かれる。ホワイトカラーの労働とはこうした複雑労働に相当し、ホワイトカラーの過度労働とは、複雑労働の過度労働ということになる。複雑労働でどのようにして過度労働をせまるのか。た

たとえば、指揮管理、渉外というのは人間を相手にする仕事だが、こうした対人間の仕事でどういうふうにして過度労働を迫るのか。

複雑労働では、作業の内容が複雑で作業手順を管理できない。したがって過度労働を迫るときは、その人の個性的な働き方が期待される。「根を詰める」「がんばり」を引き出すために期限を切ったり、たくさんの課題を同時にもちこんでいく。

過大な目標、競争心をあおり、金銭、地位、名誉などの報償を使う。複雑労働はどこまでが限界かわかりづらいので、無理が追求されやすい。しかしここに矛盾がある。

過度労働の結果、ミスの多発、技術力は向上せず、病気になってしまいます。

過度労働を規制するにはどうしたらいいのか、複雑労働に従事する労働者はすぐれた仕事をしたいという強烈な欲求を持っている。また、複雑労働そのものが個性の発現という側面を持っている。しかし過度労働は個性の発現をダメにしてしまう。すぐれた仕事ができなくなる。いいかえると、有益な成果を個性的な過程を通じて実現することが、現状のように過度労働では困難になる。ここに注目したい。いい仕事ができない、もっと緩やかにしてほしい、こういう要求を大切にする。

6. 教育労働における過度労働

千田先生はトヨタの話をするが、教師の実態は少し違う。そこを明らかにしてくれないと納得できないという話が出てきて、また頭をかかえることになった。

教師に過度労働をせまる要因はあまりに多い。教育実践の自由を阻害する管理教育のすべて、学級通信の記事にまで介入される実態が、過度労働の要因になる。

課題が多すぎる。授業の受け持ち時間、クラスの人数、校務分掌など多すぎる。教育実践の評価が、教師の自信をおとしめている。教師は過密、長時間労働に苦しみ、人間関係における感情的あつれきがストレスになっている。燃え尽き症候群が多発する傾向が認められている。

そうしたことを指摘するのはやさしいことであるが、教師はつぎのようにいう「教育労働は工場労働とは違う、わたしは教育労働の内容特性に踏み込んでほしい」私は相当悩んで次のように考えた。

マルクスが資本論の労働過程論で述べている「労働そのもの」は人間と自然との関係を想定しているので、人間と人間との関係で語られる教育労働論には適用できないのでないか、新しいヒューマンサービス論を展望したい。教師は賃金労働者だが、剰余価値と価値増殖論からはなれて、異なる賃労働論を展望する。こうして新しい教育労働論を試みている。

(話はさらに、ヒューマンサービスの過度労働に及んだ。教師や医療労働者の実態など興味の尽きないものだったが、紙面の都合で割愛させていただいた。)

(ちだ・ただお／同志社大学文学部社会学科)

『経済』 2003年2月号に、千田先生は「過度労働を働き方に即して防止するために」を発表されています。ぜひあわせてお読みください。

トヨタ自動車など輸出大企業、消費税の納税額はゼロ

… 消費税とリストラ、消費税の実態は賃金課税 …

鈴木 正 廣

一、はじめに

小泉構造改革の大黒柱と位置付けている「税制改革」が急ピッチで進み出した。小泉構造改革という抜本的な税制改革とは、戦後の日本税制の基本となったシャープ勧告（1949年）からの離脱であり、戦後の日本税制の基本、考え方を根本的に変えるものです。

今までの日本税制は、大企業、大資産家優遇の税制という面を持ちながらも、日本国憲法の13条（個人の尊重）、25条（国民の生存権）、29条（財産権）などから導かれる税制の原則、「税金は能力により払うべき」（応能負担の原則）という所得税、法人税、資産税などを中心にした直接税中心の累進課税でした。ところが1989年4月、消費税が導入され、その税率が当初の3%から97年4月に5%になる中で、日本の税金のあり方が大きく変わってきました。首相の諮問機関である政府税制調査会が2000年7月に出した「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民参加と選択」（中期答申）では、「公平・中立・簡素」を何度も強調しながら、これからの税の基本は、「公的サービスを賄う租税を国民皆が広く公平に分ち合う」ことであると、消費税を日本税制の中心、基幹税制にすることを打ち出しています。この「中期答申」に基づいて小泉「税制改革」が進められていますが、小泉さんが狙っている増税3点セットは、①配偶者特別控除、特別扶養控除など各種所得控除の廃止・見直し、給与所得控除の引き下げなど課税最低限の引き下げによる所得税の増税、②外形標準課税の導入、③消費税率の大幅アップです。

本稿では、消費税について、その仕組みと特徴、その実態などについて考察します。

二、消費税の仕組み・特徴について

消費税は、私たちの日常生活の中で接する税金としてよく理解している様でその仕組み、特徴についてなかなか理解できていないのが現実の姿ではないでしょうか。新聞の声の欄に消費税のことをよく目にしますが、消費税の仕組み、特徴、その実態について理解していないと思われる投書が多い。そこで、消費税の仕組み、特徴について簡単に述べます。

1、消費税の仕組み

消費税は、日本国内で取引される商品・サービスなどあらゆる取引が課税対象になります。（輸入取引も課税対象）、税務署に消費税の確定申告をする人、つまり納税義務者は、個人事業者又は法人になります。ある大学で教授が講義の中で、学生に消費税の納税義務者はだれかと尋ねた所、多くの学生が自分たち消費者と答えたということです。日常生活の中で消費税を払わされているのは商品、サービスを買っている消費者であ

ります。消費者が納税義務者と考えている国民が多く見えるのではないのでしょうか。

しかし、消費者は納税義務者ではありません。

次に、小規模事業者に対する納税義務の免除があります。年間の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、納税義務を免除するというものです。今、これが問題だ、「益税」があり、廃止・見直すべきだ。免税点を1,000万円にするという案が出されています。また、2億円以下の事業者に対する簡易課税制度(課税仕入について、みなし税率を適用)があります。さらに、外国に輸出する商品などの取引には、消費税がかからない輸出免税制度(輸出戻し税)があります。

消費税の税額は、(課税売上－課税仕入)×5%＝税額、になります。

2、消費税の特徴

その特徴は、①所得の低い人ほど負担が重くなる逆進性という最も不公平な税金です。これは、誰も否定できません。政府もこの逆進性は否定できず、低所得者などについては、社会保障など他の政策的なもので補うなどと言い訳をせざるを得ません。②税の転嫁が経済取引に委ねられおり、力関係がものをいう税金です。消費税法は、商品を買った時、お客さんから「消費税はいくらです」ともらわなくても法律に違反しないことになっています。つまり、取引の時に消費税をもらっても、もらわなくても課税売上高になり消費税はかかっていることになります。ですから、強いものが勝つという市場経済、デフレ経済が進行し、価格競争が激化するなかで力のあるものは消費税の転嫁ができるが弱い立場の零細業者、下請業者は身銭を切るということにならざるを得ません。力関係がものをいう税金です。③税務行政が強権的になりやすい税金です。④巨大な自動増収装置、1%で実に2兆5千億円もの税収になります。すべての日常生活にかかり、税率をあげれば確実に税収が増える税金です。

三、大企業に強い味方の消費税、中小企業の経営を圧迫・倒産に追い込む消費税

企業倒産件数が戦後最悪を記録し、その約9割が中小企業です。今、日本で1年間に税務署に申告している法人企業は、約250万社にのぼります。その内中小企業は、200万社、この中小企業の8割が赤字経営です。しかし、赤字の企業でも課税売上高3,000万円以上の企業は、消費税申告が求められます。赤字ということは、資金繰りが大変で手元に資金がない。消費税を払う金がないということです。法人税、所得税など直接税は、利益の中から税金を払うが、消費税は赤字企業でも、課税売上高3,000万円あれば消費税を払わなくてはなりません。結果として払えず滞納になります。滞納になると14.6%というサラ金なみの延滞利息がかけられ、売掛金などの差押さえで倒産・廃業に追い込まれることになってしまいます。一方1兆円の利益を上げるトヨタなど輸出大企業10社は、一円の消費税も払わず、6,234億円という巨額の還付消費税を受け取っているという実態があります。

この消費税の仕組み、実態について、①多国籍企業と消費税の輸出戻し税、②リストラと消費税、③免税点制度廃止・縮小の三点について見てみます。

1、多国籍企業と消費税(輸出戻し税)

1兆円という史上最高の利益を上げているトヨタ自動車は国内販売より輸出版売が大きい典型的な輸出大企業です。このトヨタ自動車が、国庫に納める消費税がゼロ、その上、昨年トヨタ1社だけで1551億円もの輸出戻し税＝還付消費税という巨額な還付金を手に入れているという事実について多くの国民は知らないのではないのでしょうか。関東学院大学教授・湖東京至氏が最新の資料を使って、大企業上位10社の消費税の輸出戻し税＝還付消費税を推計したところによれば、年間の還付額は10社で合計6,234億円の巨額にのぼっていることが分かりました。(表1) 消費税が10%となれば、還付金はトヨタ1社で実に3,000億円を超える巨額なものになります。税率が上がれば上がるほど輸出大企業の還付金は増えます。消費税の転嫁が困難で身銭を切って納税している中小企業との不公平ぶりはいっそう浮き彫りになります。

＜表1＞ 輸出上位10社の還付消費税の推算 (関東学院大学教授・湖東京至氏)		
会社名	消費税の年間還付税額	【積算の前提】
トヨタ自動車 (株)	1,551億円	①各社の事業年度はいずれも平成13年4月1日～平成14年3月31日(最新)。
本田技研工業 (株)	864億円	
日産自動車 (株)	693億円	②各社の有価証券報告書に拠った。
ソニー (株)	791億円	
松下電器産業 (株)	669億円	③各社の輸出版売割合は、電話による問い合わせ(トヨタ、松下電器)及び有価証券報告書の連結決算財務表脚注にある割合を求めた。
キャノン (株)	479億円	
(株) 日立製作所	293億円	④販売費及び一般管理費のうち消費税が課税されているもの等について一部推定してある。
(株) 東芝	375億円	
富士通 (株)	280億円	⑤税率5%で地方使用費税の還付含む。
三菱重工業 (株)	239億円	
10社合計	6,234億円	

この輸出戻し税という制度は、消費税は国内取引にかかる税金であり、輸出取引については、消費税ゼロ税率を適用しているため、売上高にかかっている消費税はゼロになり、ゼロから仕入れにかかった消費税を差し引くことになり、その額がそのまま税務署から還付金となって返ってくるのです。

ここで問題にしたいのは、会計学者などからは、「仕入れ段階で支払った税金の還付だからとくに輸出大企業にメリットはないはず」という意見も出されています。確かに、この制度の仕組みだけを見ればその通りです。しかし、仕組みと実態は違うということです。先ほど、消費税の特徴で、「税の転嫁が経済取引に委ねられおり、力関係がものをいう税金」ということを指摘しましたが、実際の取引において、トヨタなど大企業の下請業者に対する実際の経済取引は、短納期・単価切り下げなどすさまじい取引実態にあります。私が知っているトヨタの関連企業の下請業者に直接聞いた話では、消費税などもらっていないということでした。つまり、価格決定権は大企業が握り、下請業者に転嫁させていないのが実態です。下請業者に身銭を切らせ、その分を「合法的」に

還付を受けているわけです。事実上の「輸出補助金」になっているのが実態です。これこそ「益税」そのものです。

2. 消費税とリストラ

次に、消費税がリストラ促進税になっており、事業者からすれば、消費税の実態は賃金課税になっており、赤字経営で苦しむ中小企業にとって消費税はとても払えないというのが実態です。

消費税の税額の出し方は、(課税売上－課税仕入)×5%です。課税仕入には、商品仕入だけでなく、消費税のかかる諸経費の支払いすべてを含みます。経費で非課税になるものは、賃金、租税公課、損害保険料、利子割引料など限られています。ですから、消費税がかからない費用の大部分は、雇用労働者に支払う賃金であり、以下に示すように消費税の実態は賃金課税といえます。

つまり、黒字企業は、(課税売上－課税仕入)＝(賃金＋利益)

赤字企業は、(課税売上－課税仕入)＝(賃金－損失)

<例> 黒字企業の場合

課税売上高	100,000,000円	消費税5%	5,000,000円
-------	--------------	-------	------------

課税仕入高	60,000,000円	消費税5%	3,000,000円
-------	-------------	-------	------------

(非課税の賃金30,000,000円を含め、仕入高は9千万円)

利益	10,000,000円	納付税額	2,000,000円
----	-------------	------	------------

納付税額の200万円の実態は以下の通りです。

(課税売上高にかかる消費税－課税仕入高にかかる消費税)＝(賃金部分の消費税＋利益部分の消費税)

5,000,000円－3,000,000円＝1,500,000円＋500,000円

赤字企業の場合

課税売上高	100,000,000円	消費税5%	5,000,000円
-------	--------------	-------	------------

課税仕入高	80,000,000円	消費税5%	4,000,000円
-------	-------------	-------	------------

(非課税の賃金30,000,000円を含め、仕入高は1億1千万円)

損失	△10,000,000円	納付税額	1,000,000円
----	--------------	------	------------

納付税額の100万円は以下の通りです。

(課税売上高にかかる消費税－課税仕入高にかかる消費税)＝(賃金部分の消費税－損失部分の消費税)

5,000,000円－4,000,000円＝1,500,000円－500,000円

以上の様に、黒字企業の場合は、課税売上にかかる消費税から仕入にかかる消費税を引いて納付することは当然にできます。しかし、赤字企業の場合は、とても支払える実態ではありません。

以上のことから、企業は納付消費税を少なくするため、①賃下げ。②賃金を派遣会社などの社員に切り替えることが行われています。97年に消費税率が3%から5%に引き上げられた以降、各企業で、納付消費税額を少なくするため、課税仕入になる外注費扱いの派遣社員を増やして、消費税非課税の正社員を減らす傾向が強まりました。大新聞

がこの傾向について大きく報道しました。ある大手電機では、

①65才雇用延長希望者は55才で退職、関連会社の人材派遣会社へ。

②関連会社の賃金は85%に。

③60才になると関連会社の正社員から嘱託、賃金60%にする。

という労務政策が行われています。企業はリストラによる賃下げ利益だけでなく、賃金の外注化によって多額の消費税を免れる。消費税がさらに増税され、10%になればいっそうリストラ・外注化がすすむことは避けられません。消費税大増税は日本の雇用のあり方に大きな影響を与え、リストラを促進し、賃下げ、労働強化を税制面で支えていると言えます。



四、免税点制度廃止・縮小、簡易課税制度廃止は消費税大増税の地ならし

現行の免税点制度、課税売上高3,000万円以下を、法人は廃止、個人事業者は1,000万円にする。簡易課税制度(みなし仕入率)を廃止することは、現在の税率5%を大幅に引上げる上での地ならしであることは明らかです。年間課税売上高3,000万円以下の事業者は2000年度で367万人、全事業所の62%であると言われています。現在の課税事業者約240万人。1,000万円以下に引き下がれば、新たに150万人の零細事業者が課税事業者になります。この3,000万円以下の事業者の総売上高は、全事業者のわずか2・5%にすぎません。この新たな課税業者に消費税分を価格転嫁する力はありません。企業規模が小さいほど消費税の転嫁が困難です。全商連の全国調査では、66・7%の中小業者が「消費税転嫁は完全にできていない」と回答しています。(2000年11月)商工会議所会頭も「売上3,000万円の業者の所得は300万円程度、消費税は転嫁できない」と述べています。

政府は、この制度があるから「益税」が生まれる。＝つまり、「業者が消費税をふとこにいられている」といっています。しかし、この「特例措置」を設けたのは、中小業者にとって、消費税の価格への転嫁が大変困難であること。それに加え事務負担がぼう大になることを考えて、政府自身が行ったことです。デフレ経済が進行する現在、価格競争が激化し、零細業者は、仕入れにかかる消費税分さえ価格に転嫁できず、いわゆる「益税」どころか「損税」になっているのが実態です。

石税調会長「益税があるとは思っていないが、消費者団体やマスコミが騒ぐので、免税点をなくしたらどうかと思っている」(2002年6月、全商連との懇談で)財務省は、「益税があるからではなく、消費者に不信がある制度になっているので免税点を改める」(2002年9月、全商連との交渉で)と「益税」などないことを述べています。大企業の横暴や不正取引が蔓延する中で、消費税の「益税」など発生する余地はまったくありません。

この免税点制度の廃止・縮小で問題になる一つに、「人格なき社団への課税」があります。労働組合や民主団体、市民団体などが行っている事業活動(物資販売等)に対する消費税申告を求めるといふものです。これも大きな問題と考えます。

また、年間売上2億円以下の中小業者に適用される簡易課税制度(みなし仕入れ率)を選択している中小業者はおよそ50%にのぼっており、この制度の廃止は消費税の転嫁

が困難な多くの中小業者に大きな負担をもたらすものです。

中小業者への特例措置・制度をすべて取り上げてしまおうとしているのは、「消費税増税のための地ならし、外堀を埋める」ところに狙いがあることは述べるまでもありません。消費税の仕組み、その特徴から生まれる実態など、中小業者の実情がわからないため、「国民が払った消費税が、全額国庫にとどかないのはおかしい。そんな消費税の増税は困る」という国民の中にある「批判」を逆手にとって、政府は「消費税が悪いのではなく、制度が問題だ、滞納している業者が悪い」と、国民の批判の矛先を中小業者にむけさせて、反対運動を分断させ、「福祉目的税」に名前をかえるなどして消費税増税を企んでいます。

以上、輸出戻し税、リストラと消費税、免税点制度の廃止・縮小の三点について考察してきました。

私が指摘したい事は、消費税の仕組み、特徴から生まれている実態についてよく見ること、その実態の中にこそ消費税の持つ本質を見ることができます。消費税は、強いものをいっそう強くし、弱い者いじめの最悪の不公平な税金であり、消費税は廃止すべき事を強調したいと思います。

五、おわりに

日本の消費税5%は、ヨーロッパ諸国と比べどうなのかと良く比較され、政府も、「日本の消費税は低い」と宣伝しています。それぞれの国によって税制、福祉、教育制度が違うので単純に比較できない面もありますが、一言でいえば、「国の税収から見れば、ヨーロッパの国々と遜色ないくらい日本の消費税は税収がある。」ということです。

EC諸国などは、食料品は非課税、1%低税率であり、食料品に5%の日本の消費税は高いのです。イギリスを例に取れば、標準税率17.5%ですが、家賃はゼロ%、食料品ゼロ%、書籍ゼロ%、旅行・輸送ゼロ%、オペラ等ゼロ%、もちろん医療費ゼロ%、そして16才未満の子ども服にも消費税はかからないのです。消費税を払わないで生活できるといってよいと思います。アメリカは、「低所得者に負担が重い」と、国税として消費税はありません。日本の消費税5%を10%にすれば世界で最大の消費税になります。

人類社会が到達したもっとも民主的な税制というのは、税を負担する能力＝担税力に応じて負担するという税制であります。そして、生活費には課税しない。これが日本国憲法から要請される税制のあり方であると思います。

消費税増税を許さない運動は、大きくは21世紀の日本のあり方を問う運動であり、一人ひとりの国民の営業と生活を守る運動です。新たな年を迎え、小泉「税制改革」に対する反対運動に全力あげて奮闘しましょう。

(すすき・まさひろ／愛知県商工団体連合会事務局次長)



トヨタ系企業労使・異例の「ゆとり創造大会」

昨年11月28日、トヨタ自動車など企業と行政、労働組合が参加して「ゆとり創造大会」が豊田市民文化会館・大ホール（定員1878人）で、約550人が集まってひらかれた。

この、異例ともいえる「大会」がひらかれた背景は、1昨年（2001年）7月、中日新聞などで「トヨタでサービス残業 名古屋北労基署が是正勧告」（6か月分の不払い賃金・社員83人・総額約1000万円）という報道がきっかけで、豊田労基署に、電話、手紙急増したという。約8割は、家族の方から、息子、主人帰りが遅いというもので、なかには「お願いします。主人を助けてください。7:30～23:30まで働かされ、土曜日のサービス出勤」という奥さんからの手紙も届いたという。

豊田労基署はこうした訴えを無視しえないと、1昨年9月、豊田市内・大手54事業所に自主調査を求めた。その調査結果は愕然とするものであったという。

「時間外労働協定・締結状況（特別条項含む）」は、

	平均時間数	最大時間数	最小時間数	回答事業数	限度時間基準
月間協定時間数	80	120	35	52	45
年間協定時間数	638	960	320	51	360

であった。

「年間実労働時間」（平成12年・最も多い労働者）の実態は、

勤務形態	平均時間	最大時間数	最小時間数	回答事業数	国際公約 1800時間 所定内労働時間 1864時間
普通勤務	2434	3650	1952	45	
フレックスタイム	2505	3105	2202	37	
2交替勤務	2378	2835	1877	37	
3交替勤務	2253	2636	1936	25	

年間実労働時間数	2100時間以下	2200時間以下	2300時間以下	2400時間以下	2500時間以下	2500時間超
普通勤務	3	5	9	7	11	10
フレックスタイム	0	0	9	7	2	19

豊田労基署への申告・相談内容の内訳（重複計上）をみると、

	賃金	解雇	割増賃金	労働時間	その他	計
平成11年	120	103	32	176	363	794
平成12年	325	188	39	266	615	1433
平成13年	315	260	35	394	677	1681

賃金の問題とともに、労働時間の相談が急増していることから、実態のひどさがわかるといえる。

「月時間外労働時間数（平成13年7月分・最も多い労働者）」の平均時間数は、普通勤務で76時間、フレックス勤務者で266時間となっている。これは、厚生労働省が定めた過労死の「認定新基準」、①1カ月45時間を超える時間外労働は健康上有害、

②過労死につながる時間外労働として、発症前1カ月の100時間、発症前6カ月の80時間の時間外労働が認められる業務は過重な業務、となっていることと照らせば、「過労死」になっても不思議でない、過重超長時間労働が強制されていることになる。「過労死」として労災申請されている事案が（2000年1件・2001年1件・2002年1件）3件あるが、「3件とも、長時間・サービス残業が原因だと遺族は言っている」、という。

こうした実態は、労働者からのサービス残業根絶・不払い残業代の支払いを求める労働者の声の高まりとともに、監督官庁としての豊田労基署は危機感をもったに違いない。

そこで、昨年4月、労基署と豊田労働基準協会が共同で、「豊田ゆとり創造大会」を開催することを決めたのである。そこで「開催の目的」として、①豊田地域は、自動車関連製造業を中心に、長時間労働など労働時間管理について種々の問題が指摘されており、地域的に労働時間管理の適正化に向けた改善努力が求められている。②恒常的な長時間残業や休日労働は、労働者の心身に与える影響も大きく、労働者の健康確保上からも、適正な労働時間管理に取り組む必要が認められる。③労働者が健康で安心して働くことのできる職場づくりに努めることは、事業者にとって基本的な命題である、などのかかげ、この「ゆとり創造大会」が、昨年11月にひらかれたのである。主催者である豊田労基署署長は、「異例の大会」「全国唯一の大会」「毎年開催する」というように、また、愛知労働局長は来賓挨拶で、「8時間労働・40時間労働は世界の趨勢」「8時間労働は、先人が築いてきた英知の結晶」とのべ、「労働時間の適正管理が大きな課題」と強調し、「労使協定を結べば時間外労働を認めているが、あまりにも長時間労働で、サバサバ残業も多くみられる。サービス残業は法違反である。サービス残業を放置すれば、長時間労働に歯止めがかからなくなる」と訴えていた。もう一人の来賓である「連合豊田地協」の役員も、「豊田地域は、他県と比べて100～80時間多く働いている。残業をなくすれば、県内で71,000人の雇用が増える」「残業はしっかる把握していこう。働いたものは、しっかるつけてもらおう」と呼びかけている。「労組は、言うべき事は言う。つけるべきものはつけさせる。ワークルールはしっかる守らせる」と結んでいた。

ところが、「大会」は、「ゆとり創造」の「企業事例報告」として、「トヨタ自動車メリハリ3D推進活動」について、会社人事部の推進グループ長の報告が40分ぐらいあった。この「メリハリ3D」とは、「だれが、どこまで、どうやるか」の頭の頭文字からとったものだという。つまるところ、一人ひとりが、「達成感、充実感」「成長感」「やりがい」が実感できる、「高効率な働き方」を追求する活動を、得意げに報告していた。このあと、日本IBMの人事副部長（女性）から、「これからの人材活用～仕事と生活のバランスはとれていますか」という特別講演が約1時間つづいた。主に、女性の働き方が中心の話であった。そしてさいごの企業側の代表による「大会宣言」「閉会のあいさつ」でも、「ゆとり」という言葉は連発するが、「長時間労働をなくする」「サービス残業は根絶する」「8時間労働制を守る」などの言葉は聞くことができなかった。「ゆとり創造大会」というよりも「ゆとり喪失大会」……。

（I・K）

愛知労働問題研究所では、過去に「労働運動史研究会」をひらいてきたことがありました。また、戦後 50 年を機に『戦後五〇年・年表で綴るあいちの労働運動』をまとめました。研究所でも、労働運動史に関する資料、とくに愛知の資料を積極的に収集しています。

いま2003年を迎えました。2004年には、「愛労連」結成15周年を迎えます。05年には、戦後60年を迎えます。戦後もはるかなかなかたへと遠のいてきています。語り伝えなければならないことが多く残されています。

そこで、『所報』の場を借りて、〈あいち労働運動の軌跡・走り書き〉を連載させていただくことにしました。予定は、6回・年内に終わる予定です。

これは、あくまでも「走り書き」です。会員のみなさん、『所報』読者のみなさんの、きたんのないご意見やご注文をお聞かせ下さい。将来、本格的な、『あいち労働運動史——たたかひの軌跡』（仮称）が、多くのみなさんの手でできあがることを夢見て、とりあえず書きつづることにします。

< あいち労働運動の軌跡・走り書き ① >

戦前あいちの労働運動と戦後労働運動の出発

——明治・大正・昭和戦中期の労働組合とたたかい

自然発生的な抵抗運動から労働組合へ



徳川時代の封建制末期に芽生えた資本主義は、明治維新（1868 年）を経て、天皇の地位と権力の確立・強化に支えられ、急速にその地歩をひろげ、1894・明治 27 年の日清戦争のころにわが国の資本主義は確立し、工業生産を拡大し、成長の速度を速めた。欧米資本主義に遅れて出発をしたこともあって、明治政府と寄生的地主、資本家は、軍事的警察的な中央集権国家をつくりあげ、自由と民主主義を求める人民の要求を圧殺し、労働者に対する搾取と抑圧は特別きびしいものがあつた。労働者の抵抗は、生野、高島炭鉱における集団的「暴動」（1870・明治 3 年）、山梨県の甲府雨宮製糸工場での若い女性労働者の事実上のストライキ行動（1886・明治 19 年）などがあいついで起きた。しかしこれらは自然発生的な反抗運動であつた。

日清戦争（1894～95・明治 27～28 年）前後には労働者の数は 100 万近くになり、労働組合づくりのため、片山潜らによって「労働組合期成会」（1897 年・明治 30）がつくられた。そのよびかけで、同年、金属一鉄工組合、機関車一日鉄矯正会、印刷—活版工組合などが生まれた。一方、人民の自由と民主的権利を要求する自由民権運動（1881～84 年、国会の開設、憲法の制定などを求めた運動）は、専制政府の血の弾圧と迫害の中で敗北させられた。この人民の自由と権利のための闘争は、労働者階級の成長とともに、社会主義運動へと発展していった。

こうしたなかで、愛知県では、はじめて「愛知活版職工組合」が設立（1891・明治24年）された。そのご労働争議があいついだ。1897（明治29）年、名古屋の三重紡績、尾張紡績、1899（明治31）年 木挽き職人。1908（明治40）年には日露戦争後の不況のもとで、幡豆郡南部の木挽き職人、知多・亀崎の船夫、名古屋の石炭運送夫、名古屋材木運搬夫、などが賃上げ要求でストライキを行い、目的を達している。

労働運動の高まりにたいして、明治政府は、「治安警察法」を制定し（1900・明治33年）、きびしい取り締まりをはじめた。しかし、日露戦争（1904～05・明治37～38年）を契機に、工場が増え、労働者が増大したが、労働者の地位は向上せず、全国で労働争議が頻発した。労働者保護の名で「工場法」が制定（1911・明治44年）されたが、労働者の地位はいぜんとして向上しなかった。こうしたなかで幸徳秋水らが「平民社」をつくり、サンジカリズム（直接行動主義・無政府主義）的な「社会主義運動」をすすめた。これらの人びとが「明治天皇の暗殺を企てた」とでっち上げられ（1910・明治43年）て、秘密暗黒裁判で幸徳秋水ら12人を死刑【判決から1週間後の1911・明治44年1月24日刑執行】・12人を無期懲役にするという「大逆事件」がおきた。

1912年の冬、元号は「明治」から「大正」へと変わるが、労働運動は「大逆事件」以来の「冬の時代」がしばらくつづいた。この「大逆事件」による暗黒の時代に一筋の光明をあたえたのが、1911・明治44年、年末・大晦日から翌元日にかけての東京市電労働者6000人のストライキだった。

大正中期から労働運動が活発化・労働組合あいついで結成

日本は1917年のロシア革命をつぶすため、1918年 シベリアに出兵（8.2）した。これを契機に、米相場は「天井知らずの暴騰」、1918・大正7年8月3日、富山「越中女一揆」・米騒動が始まり、全国にひろがった。8月9～17日、名古屋でも民衆が米騒動をおこし、これが県下にもひろがった。警察の力だけでは鎮圧できず、軍隊の出兵に及んだ（伊藤英一『愛知の民衆運動』1974、井上・渡部『米騒動の研究 第一巻』）。

「米騒動」は、日本の労働者階級と人民に、人民大衆の力と革命的・階級的な組織の必要を自覚させる、大きなできごとであった。こうした、労働者と民衆のたたかいの中で、1922年7月15日 日本共産党が創立されたが、合法的な活動はできなかった。

「戦前、労働運動が活発に展開されたのは、大正中期から昭和の初期にかけてであった。その出発点は、1911・大正元年、「友愛会」（のちの「労働総同盟」）の発足である（1925・大正14年、総同盟は左派32組合を排除、これらの組合は「日本労働組合評議会」を結成）。

愛知県でも、1916・大正5年、友愛会名古屋支部、1919・大正8年、名古屋陶画工組合、1920・大正9年、向上会（陸軍兵器製造工場労働者の組織）名古屋支部（のち

に「名古屋向上会」となる。組合員数 1,440 人)、名古屋労働者協会が、あいついで結成された。

1922・大正 11 年 1 月、労働組合の連合組織として中部労働組合聯合会が結成された。ここには、名古屋陶画工組合、中部機械工組合、名古屋製材製函工組合、WP 労働組合、名古屋労働者協会、自由労働者組合、名古屋鉄工場労働者組合、名古屋麻裏工組合と、岐阜県の駄知製陶労働組合の 9 組合が結集した。組合員は約 1,800 人。同年 10 月 名古屋市電協友会結成、同名鉄支部が結成された。

1923・大正 12 年 5 月 1 日に、名古屋で最初のメーデーの集会とデモ行進が举行された。その直後の 6 月、名古屋労働者協会、中部機械工組合、鉄工場労働者組合、中部労働組合聯合会、陶画工組合などに所属する活動家が大量逮捕（共産主義の研究や組合内部に革命的意識をひろめる活動をしたことを理由に。「名古屋共産党事件」と意図的に報じられている）。労働運動の高まりにくさびを打ち込んできた。同年 9 月 1 日 関東大震災が首都を襲った。戒厳令かで、6,600 人ともいわれる多数の朝鮮人・中国人が軍隊によって虐殺され、10 人の労働運動指導者が警察の手で、無政府主義者が憲兵の手で虐殺されるという事件が起きた。

1923・大正 12 年末には、この地方の労働組合は 17・組合員 5301 人に達したと記録されている。1924・大正 13 年 3 月 名古屋機械工組合結成。4 月 名古屋紡績争議が弾圧されるという事件が起きた。政府は、労働者の運動の高まりをおそれ、1925・大正 14 年 4 月 治安維持法を制定[1928・昭和 3 年、勅令で改悪、死刑法となる]、労働運動をおさえこもうとした。

こうした労働組合運動のひろがりのなかで、1921・大正 10 年、愛知時計電機で 10 月 4～14 日までの 11 日間、労働組合の承認、賃金の値上げなどを要求して同盟罷業に突入したが、愛知における「未曾有の争議」は、警察のはげしい弾圧によって「惨敗」した。とはいえ、当時としては労働運動の経験が乏しい中、最新の機械大工場で、労働基本権の保障を中心にすえた近代的争議の始まった、たたかひの教訓は 20 年代・30 年代の愛知の労働者のたたかひに生かされてきた意義は大きいものであった。

[明治・大正時代のこの地方の労働運動の詳細については、斎藤勇『名古屋地方労働運動史[明治・大正編]』がある。]

大不況の中で労働組合がつくられ労働者が争議に立ち上がる

昭和の初めに日本金融恐慌・世界大不況にみまわれた。失業者はちまたにあふれていた。農民はみじめな生活状態におとしいれられていた。こうしたなかで、生活を守るため、労働組合と組合員数は増え、争議参加者も増えていった。農村では小作争議があいついだ。労働者の組織率は、1931・昭和 6 年には戦前では最高の 7.9 %。組合

員数 36 万 9000 人にたったと記録されている。



愛知県下の労働組合数・労働争議件数の推移

年 次	労働組合		労働争議	
	組合	組合員 (人)	争議件数	参加人員(人)
1926・昭和元	20	5,595	39	2,062
1927・2	30	5,900	22	2,374
1928・3	29	6,449	20	1,070
1929・4	37	6,559	23	1,543
1930・5	46	10,354	42	4,674
1931・6	61	10,146	56	5,960

(『日本労働運動史料』、『愛知県昭和史 上巻』p221)

この地方では、1925・大正 14 年 1 月、中部労働組合聯合会に参加していた名古屋陶画工組合を前身とする中部陶画工組合を主軸に、北陸、岐阜、京都などの陶画工組合などと、製陶産業労働者の全国的聯合である日本製陶労働同盟を組織した。この組合は、「8 時間労働制の実施、最低賃金制の実施、失業の防止、無産政党の樹立」をかけた。そのご分裂をし、愛知と岐阜の組合は、日本窯業労働総同盟、さらに、日本製陶労働組合同盟に団結し、愛知・岐阜県下の 11 組合・6500 人が結集し、「全国労働組合総連合の確立、大衆の無産政党との連携、資本家本位の産業合理化絶対反対、賃金値下げ解雇絶対反対、階級的労働組合法の獲得、8 時間労働制の確立、解雇及び退職手当制度の確立」など 18 項目をにかけていた。[鼓肇雄『戦前における愛知憲製陶労働組合運動史』がある]

一方、総同盟から左派組合として除名された、名古屋合同労働組合、名古屋機械工組合、中部交通労働組合は、日本労働組合評議会中部地方評議会を結成した(1928・昭和 3 年、治安維持法で結社禁止・解散。そのご秘密裏に日本労働組合全国協議会(全協)を結成)。そのご、中部金属労働者組合、中部地方自由労働者組合、中部化学労働者組合、中部草履工組合、中部紡織染工組合、中部交通労働者組合、中部木材労働者組合、豊橋合同労働組合などがあいついで結成され、たたかいは敗北に終わった。

1926・大正 15 年 4～8 月にかけての亜細亜[アジア]製靴(瑞穂区豆田町)で 104 日間の争議がたたかわれ注目されたが、弾圧で妥協を余儀なくさせられた。また、1930・昭和 5 年 7 月には、三河鉄道建設工事現場で働く 671 人・うち 471 人は朝鮮人労働者は賃金支払い要求で「三信鉄道(現、JR 飯田線)争議」がはじまりました。8 月に警察による弾圧で根こそぎ・300 余名が検挙された。

1931・昭和6年「満州事変」が勃発、日本は「15年戦争」に突き進んだ。繊維王国といわれた愛知県も、「満州事変」以後、軍事大国化のもとで、着々と産業構造を変えていった。陸軍工廠、三菱重工、三菱電機、住友金属、愛知時計などはもとより、織機、車両、時計、電機などの中小工場も、航空機の部品その他の兵器生産に変わり、労働者も急速に増えた。飛行機生産だけでいうならば、全国生産の三分の一を占めていた。三菱と愛知時計が中心であった。

1933・昭和8年4月 愛知時計争議が勃発した。また、同年8月26日～9月6日 三菱航空機名古屋製作所、臨時工222名解雇に反対してストで立ち上がった。

1935・昭和10年には、2度にわたり、豊川鉄道（吉田〔豊橋〕～長篠間、現・JR飯田線）で争議が起きた。7年間も昇給がなく、インフレの昂進で生活は困窮していた。不満が蓄積されていた矢先に、重役年俸を2倍半に増額するとの発表に怒り、8月25日から9月3日まで争議に突入した。豊橋署長の調停で争議は全面勝利した。豊鉄争議の勝利は東三河地方の労働者を刺激し、争議が続発した。豊鉄会社側は、11月に組合（豊鉄愛国従業員組合）幹部8人の解雇・休職を通告したことで、第2次豊川鉄道争議が始まった。会社側は、全争議団員の誠首を発表、争議団員は職場を退去したため、東三河地方の鉄道がほとんどストップした。警察が第1次と同様介入・調停した。争議団の要求が全面的に実現はしなかったが、会社側の組合〔日本主義労働組合〕つぶしの策謀は退けたものの、組合の戦闘性には多くの枠がはめられ、その後退していった。（佐藤明「アジア製靴」99日のストライキ『あいち歴史教育』No.3、1973.3、田中邦夫「平和・民主をめざす愛知でのたたかいー全国最大の軍用機生産拠点でのあいつくストライキー」『歴史評論』96.8月号、三輪泰史『日本ファシズムと労働運動』校倉書房1988）

メーデーの全国的禁止、戦争遂行のため労働組合解散・「産業報国会」に

ところが、1936・昭和11年2.26事件のあと、3月 第17回メーデーは全国的に禁止、9月 陸軍工廠労働者の組合加入、団体行動禁止、「特高」「憲兵」が工場に出入りし、争議への干渉が一般化した。11月 日独防共協定調印、1937年7月 露溝橋事件（中国北京郊外）がぼつ発一日中戦争の全面化、10月労働総同盟は、「事変中スト絶滅宣言」を発表、つづいて、1940・昭和15年7月、組織を解体した。労働組合が壊滅すると代わりに、1938・昭和13年から「産業報国会（産報）」運動がひろがってきた。これは、経営者と労働者を一つの団体に組織し、「事業一家」「産業報国」のスローガンのもとに、労資協調をたもち、軍事生産・戦争遂行に協力する運動が、工場・職場を支配した。こうして、労働組合の廃墟のうえに、1940・昭和15年11月、「日本産業報国会」が結成され、550万の労働者が包みこまれた。（この組織は、戦後の1945・昭和20年12月「解散」した。）

たびかさなる、共産党員や戦闘的な労働組合・労働者、これを支援する知識人などへの弾圧（逮捕・監禁・長期留置、裁判・刑事罰による拘禁）で、労働者階級の闘争は後退させられ、労働争議も激減していった。が、労働者は、軍需生産の拡大、戦費の急増にともない、労働が強化されるとともに、生活諸物価の急騰で、生活が苦しくなり、労働者の不満がつもり積もっていた。愛知県内でも、1937・昭和12年 1月14件、2月17件、3月23件、4月17件、5月（18日まで）9件、計80件の争議があった。そのほとんどが賃上げ要求であった。

こうしたなかで、1937・昭和12年4月24日 愛知時計船方工場の6000人が、賃金値上げ要求で立ち上がった。会社の譲歩で1割の値上げで収束、短期間に勝利した。

5月6日 三菱航空機名古屋製作所で、賃金引き上げでたちあがる。翌7日、3600人がいっせいサボタージュ、8日、7800人の事実上のストライキ、11日、会社の一定の譲歩で終結している。豊田紡織、大東紡織など大工場にも自然発生的なストライキが続発した。

7月7日 愛知時計でふたたび争議、6000人が参加。4月の争議で先頭にたった活動家24人の解雇反対・賃上げ要求でストに突入。争議5日目に、特高警察・憲兵・数百名による活動家の検挙などの弾圧。そのごも職場でのサボタージュがつづき、争議団のねばりづよい努力で、会社側の大きな譲歩を引き出して、14日目にたたかいが終結した。（『日中戦争下の解雇反対闘争』、塩田庄兵衛『ストライキの歴史』新日本新書、1966）

そのごも1940・昭和15年1月 愛知時計争議、見習工の昇給差別反対で18～23日の6日間、サボタージュが展開された。また、戦争がはげしくなった1943・昭和18年3月と6月に、日本車輛でもストライキがあり、中心的活動家が逮捕されたと記録されている。

（『太平洋戦争下の労働運動』日本労働運動年鑑特集版・1965年、『愛知県警察史』1～3巻、猿橋真『日本労働運動史』学習の友社、2001年、第一・二章、『平和と民主主義をめざす運動の年表・資料』1997年増補・改訂版、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟愛知県本部編、などを参照）

廃墟のなかから立ち上がる労働者・労働組合を結成、戦後初のメーデー

「満州事変」から始まる「15年戦争」（侵略戦争）を遂行するうえで、名古屋・愛知県は屈指の軍都・軍需物資補給基地、とくに飛行機生産が果たした役割は大きかった。多くの労働者だけでなく、徴用、学徒動員、植民地や占領下からの強制連行による強制労働によって支えられていた。

この軍都・軍事物資補給基地を標的に、アメリカ軍によるはげしい空爆がつづいた。

1942・昭和17年4月18日をさいしょに、名古屋をはじめ県下で113回(1945年に103回集中)にわたる襲来・攻撃・空爆をうけた(「名古屋空襲を記録する会」調)。3月にはいと、10日の東京大空襲につづいて、名古屋へは12、19、25日と連続し、来襲したB29爆撃機は799機を数え、名古屋市全域を焼きつくし、死者3000人余。さらに、5月14日にはB29爆撃機が440機来襲し、名古屋のシンボル名古屋城が焼失し、死者は330人余にのぼった。6月9日には、熱田区の愛知時計電機に大型1トン爆弾が投下され、動員学徒を含め415人にのぼる犠牲者がでた。8月7日には、豊川海軍工廠を標的にした豊川空襲では、学徒動員、徴用工などを含む2700人余にのぼる大きな犠牲者をだした。空襲は県内各地におよんだ。「敗戦」の前日8月14日、米軍は春日井市(陸軍兵器廠の所在地・現王子製紙)と豊田市(軍用自動車製造工場の所在地)に、「模擬原爆」7発が投下されている。

「あいち・平和のための戦争展実行委員会」の地道な調査によれば、愛知県下の空襲犠牲者の数は13,031人、軍隊にかり出され戦没された方々は93,595人との調査結果があきらかになっている。

1945・昭和20年4月、沖縄を直接の戦場にした。県民を無残な「決戦」にまきこみ、20数万人の命が奪われた。8月6日、9日、広島、長崎が人類史上初の原爆が投下され、おびたしい犠牲者がでた。被害の全容は今なお解明されていない。

1945・昭和20年8月14日、日本は連合国の「ポツダム宣言」を受け入れ、無条件全面降伏・そして「8月15日の正午から午後1時まで、日本じゅうが、森閑として声をのんでいる間に、歴史は、その巨大な頁を音もなくめくったのであった。」(宮本百合子『播州平野』より)。

敗戦のあとにのこされたのは、一面の焼け野原、荒廃した国土と飢え、疲れた国民であった。戦災孤児や孤独な老人浮浪者、母子家庭などへの援護は急務であった。ぞくぞくと帰還してくる復員軍人、大陸からの引き揚げ者、軍需工場から「ちりあくたのように放り出され」職を失った人びとは、職と食と住を求めている。敗戦直後の愛知県下の復員軍人および離職者総数は53万人にのぼった。急激なインフレで物価はたちまち10倍、20倍にはねあがり、戦時の貯金はたちまちその価値を失った。こうした人びとが、その日を生きるため懸命な努力をしていた。こうしたなかで、アメリカ占領軍は本土に進駐、愛知県下に一時約27,000人が駐留していた。

しかし、労働者はかつて経験したことのない困難な生活のもとで、みずから組織して立ち上がるほかに生きる道はなかった。

こうしたとき、アメリカ占領軍は、政治的・宗教的思想の制限撤廃・治安維持法と特高警察の廃止、財閥の解体、農地改革、労働改革・労働組合結成の自由、教育改革、婦人参政権の実現など、あいついで「改革指令」を発した。長い間、獄中や警察の監視下におかれていた共産黨員や自由主義者などは解放され、政治活動の自由が保障さ

れた。全国各地で、労組結成、争議があいついだ。解放され・公然活動を始めた共産党員は、各地で演説会などをひらき、労働組合の結成をよびかけ、職場にでかけて労組の結成に尽力した。また、争議を積極的に支援した。

1945・昭和21年11月、日本車輛（熱田区）でいちはやく組合を結成、賃上げをめぐるストライキが1か月もつづいた。全日本海員組合名古屋支部、刈谷工機労働組合（現、豊田工機）、名古屋交通労働組合、中部日本新聞従業員組合、名古屋港湾労働組合、豊田自動車刈谷工場労働組合、名古屋鉄道労働組合、名古屋造船従業員組合、などがいちはやく結成された。こうしたなかで、12月22日、労働組合法（旧労組法）が制定された。1945年末までに、結成された組合は11・組合員は27,000人余で、組合員数では戦前のピークをまたたくまにこえた。

1946年があけた1月も、労組の結成は「燎原の火」のようにひろがっていった。名古屋造船（現、石川島播磨重工）に労働争議が起きた。豊和工業労働組合が結成され待遇改善と社長の退陣を要求した。中部配電愛知労働組合（現、中部電力労組）、トヨタ自動車コロモ労働組合、日本発送電名港火力発電所従業員組合、名古屋通信局従業員組合、愛知県教員組合、日本発送電東海支店従業員組合、日本陶器労働組合、日本碍子労働組合、東亜合成名古屋工業所労働組合、などがあいついで結成され、1月には69組合・33,348人余に達した（『愛知産別小史』）。そのごも結成がつづいた。

1946・昭和21年5月1日、戦後初めてのメーデー（第17回）がひらかれた。桎梏（しっこく）から解放された労働者は、雨をついて鶴舞公園に約4万人が参集し、「悪徳官吏追放」など3項目を決議、隊列は誇りに満ちて、愛知県庁まで雨中をデモ行進し、知事に要求書をつきつけた。このメーデーにつづいて、愛知の食糧メーデーが5月26日、子ども連れの奥さんをふくめ3万人があつまり、食糧危機の解決を訴えた。

戦後初のメーデーを前後して、1月20日に総同盟愛知県連合会（7組合・約1万人）が、8月12日に愛知県産業別労働組合会議（愛知産別会議、16組合・約12万人）が結成、ローカルセンターが確立されたのである。その直後の8月19日、階級的民主的労働組合の全国統一組織である「全日本産業別組合会議」（略称：産別会議）が156万の労働者を組織して結成された。

（『戦時下・愛知の諸記録 不完全データ 2000』あいち・平和のための戦争展実行委員会、『平和と民主主義をめざす運動の年表・資料』1997年増補・改訂版、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟愛知県本部編、『愛知産別会議小史』1959年、『愛知県労働運動史 第一巻』1982年、愛知労働問題研究所『戦後五〇年・年表で綴るあいちの労働運動』1995年、などから）

（そのほか、大河内一男・松尾洋『日本労働組合物語 明治』『同 大正』『同 昭和（戦前）』筑摩書房・1965、『日本共産党の七十年』、『愛知日本共産党物語』愛知民報社・1993年、『大正昭和名古屋市史 第八巻 社会編』、愛知歴史教育者協議会『愛知民衆の歴史』などを参考にした）

（担当：伊藤 欽次・愛知労働問題研究所所員）



★2002年11月15日以降の主な活動日誌

〈11月〉15日リストラ働くルール交流集会 16日中部空港を検証する学習会 17日第20回トヨタシンポ・東館 伊勢湾の現状と未来シンポ・松浦ビル 20日第1回NTT裁判10:00～ 23日イラク攻撃反対県民集会13:00～ 23日～24日愛労連第4回労働組合講座 24日ブッシュ政権の世界戦略に未来はあるか・名古屋大学 30日愛知県消費者大会・名古屋市公会堂 労働者の権利部会 〈12月〉1日労働運動フォーラム 7日～8日愛労連・国民春闘討論集会 14日第6回スウェーデン研究会 第13回所員会議 15日自動車産業職場政策研究会 23日愛労連臨時大会 〈1月〉8日愛労連旗開き 9日自由法曹団懇談会 12日愛労連新春大学習会 13日トヨタ総行動 婦人協新春の集い

★今後の主な予定

〈1月〉16日愛知県知事選挙告示 19日第5回愛知労働問題研究所理事会15:00～第14回所員会議10:00～12:00 自動車100回記念研究会13:30～ 25日第31回労働者の権利部会 26日安城市長・春日井市長・小牧市長、小牧市議補選告示 〈2月〉2日県知事選投票日 第97回労働運動フォーラム13:30～ 14日全国争議総行動 20日地域総行動 23日 自動車パレード(名古屋) 〈3月〉1日ビキニデー 4日第3波統一行動 8日国際婦人デー愛知県集会 13日重税反対統一行動 23日不況打開・暮らしを守る大集会 〈4月〉4日県議選市議選告示 13日投票 20日一般市議選告示 22日町村議告示 27日投票

☆ホームページで、研究会案内を続けています。<http://www.roren.net/romonken>

☆会員のみなさまから、新規会員のご紹介をよろしくお願いいたします。資料はこちらからお送りさせていただきます。

☆返信用はがきを同封いたしました。「所報」について意見や感想をお寄せください。また、会員みなさんの近況などおしらせいただくと助かります。

☆研究所に寄贈していただいた文献紹介 豊田喜一郎伝(トヨタ自動車刊)

☆今回も103号特大号となりました。

執筆いただきましたみなさまのご協力に感謝いたします。

＊ 「所報」第103号(隔月刊)/発行日2003年1月15日

＊ 発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所(略称:労問研)

＊ 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304号

＊ TEL/FAX(052) 883-6978/883-6958 Eメール ali@japan-net.ne.jp

＊ ホームページ <http://www.roren.net/romonken/>

＊ 所報定価(1部)200円+送料90円 (1年)1200円+送料540円

＊ 研究所会費(年)個人6000円 団体1口・12000円 ＊会員の購読料は会費に含む

＊ 送金先:郵便振替00860-6-80604 愛知労働問題研究所/東海銀行金山・普通口座1368019

＊ お願い:新年度会費の納入についてご協力下さい

